

契約の基礎知識

—自動車編—



車を買う前に① 車について

一般社団法人自動車公正取引協議会

消費者庁・公正取引委員会から認定された表示のルールである「自動車公正競争規約」の運用を通じ、消費者と販売店を結ぶ「信頼されるクルマ販売」を推進するための活動を行っている

Q 中古車情報誌のウェブサイトで気に入った中古車を見つけたのですが、自動車の購入は初めてなので、購入する際の注意点を教えてください。

▼ クルマ選びの際は……

クルマ選びの際は、予算のほかにも、用途や大きさ(車庫に入るか等)、排気量(税金の額が違います)など、目的や条件が合っているか、購入前に十分に検討しておく必要があります。

自動車の購入は初めてとのことですので、まずは新車と中古車の違いについて説明しましょう。

自動車は法律に基づき、登録(届出)しなければ運行してはならないことになっていますが、自動車を販売する際の表示のルールである自動車公正競争規約(以下、規約)では、登録(届出)される前の車両を「新車」、登録(届出)された車両を「中古車」と定義しています。

つまり、「中古車」とは、一度ナンバーが付いたことのある車両のことを指しますので、使用されたことがあるかどうかは関係ありません。自動車の中には、登録(届出)されたものの、何らかの事情で使用されないまま流通した車両が「登録(届出)済未使用車」と称して販売されることがありますが、そのような車両は「中古車」となります。

中古車は、新車とは異なり、使用による品質の劣化が生じていることや、使用する環境等の違いにより、たとえ車種や年式が同じであっても、車両の内外装やエンジン等の品質は1台ごとに異なります。また、保証は付くのか、定期点検整

備は実施されるのかなど、販売店によって販売方法や条件が異なることにも注意が必要です。

以上のことから、高価な買い物でもありますので、たとえ気に入ったクルマが見つかったとしても「衝動買い」には十分に注意が必要です。自分にとってピッタリのクルマを見つけるために、まずはいろいろな情報を収集することから始めましょう。

▼ 情報収集の際は……

自動車業界では、消費者が安心して自動車を購入できるよう、新車と中古車の規約を定めています。当協議会会員店の広告や店頭展示車のプライスボードには、販売するクルマの性能や品質、価格や取引条件等が表示されていますので、情報収集の際は、それらの内容を必ず確認してください。

例えば、中古車の場合、購入後の保証の有無や販売時の定期点検整備の実施、走行距離数や修復歴等、その中古車の販売条件や車両の品質に関する情報を1台ごとに表示しています。

ここでは、中古車を購入する際に確認しておきたいポイントを紹介します。

① 車両価格・支払総額

販売する中古車には、店頭において車両を引渡す場合の消費税を含めた「車両価格」か、その車両価格に諸費用を加えた額であり、購入の際に必要なすべての費用を含めた「支払総額」のいずれかの販売価格が表示されています。

複数の販売店や車両を比較しながら購入を検討する際、「車両価格が高いか安いかに注目しがちですが、車両価格には、保証や整備の費用

が含まれているのか、いないのかの違いもありますし、また、諸費用の額(登録手続代行費用等)も販売店によって異なります。購入の際は、必ず支払総額で比較するようにしましょう(ディスプレイボードや広告に支払総額の表示がない場合は、見積書をもらえば確認できます)。

②定期点検整備実施状況

販売する中古車に「定期点検整備(法定12カ月定期点検整備以上)」を実施するかどうか、また、実施する場合の整備費用は車両価格に含まれているかどうかが表示されています。

③保証の有無

販売する中古車に「保証」が付くかどうかが表示されています。

当協議会には、「現状販売(保証なし、定期点検整備なし)で購入したが、納車後すぐに故障した」などのトラブル相談が多く寄せられています。中古車は1台ごとに品質が異なりますので、定期点検整備が実施され、保証が付いている中古車を選んだほうが安心です。

④走行距離数

販売する中古車の走行距離数が表示されています。走行距離計に示されたキロ数が実際の走行距離数と異なっている場合は、次のように表示されます(店頭展示車にはコンディション・ノート等の書面にも表示されます)。

- 走行距離計が取り替えられている場合、「メーター交換歴車である」旨と「取り替え前・後のキロ数」
- 走行距離数に疑義がある場合、「？」や「不明」
- 走行距離計が改ざん(巻き戻し)されている場合、「改ざんされている」旨

走行距離数は中古車の品質等を判断する重要な項目ですので、購入する際は必ず確認しましょう。

⑤修復歴の有無

販売する中古車に修復歴(車体の骨格に当たる部位の修正あるいは交換歴)があるか、ない

かが表示されています。

「修復歴あり」の場合、店頭展示車にはコンディション・ノート等の書面に「修復歴がある」旨と修復箇所が表示されます。

自動車業界では、事故歴の有無ではなく、事故等による修復歴の有無を表示しています。

修復歴の有無も走行距離数と同様、中古車の品質等を判断する重要な項目ですので、購入する際は必ず確認しましょう。

インターネットでも、キズやヘコミ等の車両の状態は画像である程度確認することができますし、前述の規約に基づく表示内容を確認することにより、保証の有無や定期点検整備の実施等の販売時の条件、また、走行距離数や修復歴の有無等の車両の品質も分かりますので、クルマ選びに不便を感じることは少ないかもしれません。

しかし、画像に写っていないキズやヘコミ、画像では分からないエンジンやミッション、エアコンやカーナビ等の状態、シートの座り心地、タバコ臭やペット臭の有無等は、実際に車両を見て確認しないと分かりません。例えば、「大したキズはありませんよ」などと言われても、感じ方は人それぞれですから、気に入った中古車を見つけたら、販売店が遠方であっても足を運んで車両の状態を確認することをお勧めします。

また、車両の状態と同様、必ず確認しなければならないのは、万が一故障した際の対応方法です。故障した場合、遠方の販売店まで車両を持ち込まないといけないのか、それとも近隣の販売店で修理対応してくれるのか、その際の修理費用や車両の運搬費用はどちらの負担になるのかなど、納車後のトラブルを防止するためにも忘れずに確認しましょう。

当協議会には、現車確認せずに購入したところ、「納車されたがキズだらけだった」「納車当日に壊れた」などの相談も多く寄せられています。このようなトラブルが発生した場合、販売店に修理等の対応を求めたとしても、販売店が遠方

となると、電話やメールによる交渉となることが多く、思った以上に交渉に手間と時間がかかる場合や、なかには解決しない場合もあるようです。そのようなトラブルに巻き込まれないためにも、実際に自分の目でよく見て確認し、分からないことは何でも販売店に聞いて納得したうえで決めることが重要です。

▼ 商談の際は……

広告やプライスボード等の情報を収集し、自分の目で車両の状態を確認したら、次は見積書の作成を依頼しましょう。

クルマを購入する際は、車両代のほか、登録(届出)の際に必要な税金や保険料等の諸費用(付帯費用)がかかりますので、商談の際は必ず見積書を作成してもらい、それらの費用の内容や金額を確認しましょう。諸費用には、購入者に支払義務がある費用(税金や自賠責保険料、自動車リサイクル料金[預託金相当額])のほか、本来は購入者が行うべき手続きを販売店が本人に代わって行うための費用(車庫証明手続き代行費用、登録手続き代行費用等)があります。これらの手続きを販売店に依頼する場合、販売店によって金額が異なりますので、複数の見積書を比較すると、諸費用の額などの違いが分かります。

また、オプションの金額に間違いはないか、販売店に勧められるがまま不要なオプションを購入していないかなど、しっかりと確認してください。契約すると、後から内容を変更することができない場合があります。不当に高額な諸費用を請求されていないか、不要なオプションを購入していないかなど十分に確認し、不明な点などあれば、契約前に納得するまで確認しましょう。

▼ 契約の際は……

商談がまとまると、注文書や契約書(以下、注文書等)を交わすこととなりますが、その前

に、予算的に問題ないか、家族に反対されないかなど、契約しても大丈夫なのか再度確認しましょう。

そして、注文書等を提示されたら、すぐにサインせず、車名やグレード、車両価格や諸費用の明細、特に中古車の場合は保証や定期点検整備の費用等、これまで商談してきた内容が注文書等に正確に記載されているか確認することが重要です。口約束はトラブルのもとです。ちょっとしたことでも、約束したことは注文書等の備考欄に必ず記載してもらうようにしましょう。

また、注文書等の裏面などに記載されている約款(契約に関する条項)も必ず確認しましょう。

その中でも重要なのが、「契約の成立時期」に関する条項です。自動車業界の自動車注文書標準約款では、現金販売の際の契約成立時期を、「①登録がなされた日 ②購入者の注文に基づく修理・改造・架装に着手した日 ③自動車を引き渡した日、のいずれか早い日」としていますが、すべての販売店でこの条項が記載された書面を使用しているわけではありません。なかには、「注文書等に署名・捺印なついでんした時点で契約は成立する」との条項を採用している販売店もあります。約款の内容はとても重要です。よく読んで、分からないことがあれば販売店に必ず確認し、納得してから署名・捺印するようにしましょう。

当協議会には、「注文書等は交わさず、口約束で契約したため、言った言わないのトラブルになっている」「約款の内容をよく確認しなかったため、キャンセルを申し出た時点では既に契約が成立していた」などの相談も多く寄せられています。注文書等は、契約上の問題が発生した際に購入者と販売店の双方が契約内容を確認するための重要な書面ですので、契約前に熟読したうえで署名・捺印し、控えは大切に保管しましょう。